

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和 7 年 7 月 8 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 小林 弘幸

1 調達内容

(1) 調達件名

令和 7 年度 西日本支社レンタカーの借受（近畿・中国・四国エリア）

(2) 調達内容詳細

仕様書による。

(3) 履行期間

令和 7 年 8 月 1 日 から 令和 8 年 7 月 31 日 まで

(4) 履行又は納入場所

大阪府他

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積書は本公示に記載の書式を使用し、見積書には「見積内訳書」を同封すること。見積内訳書の計算間違い又は見積書への転記間違いについては当該見積書を無効とする。

2 参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

(2) 当機構西日本地区における令和 7・8 年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

※「全省庁統一資格」は機構の競争参加資格とは関係ないため注意すること。

(3) 公示日から見積合せ日までの期間に、機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書（機構ホームページ→入札・契約情報→新たな取り組み→オープンカウンター方式（<https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html>）参照）等を承諾していること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒530-0001 大阪市北区梅田一丁目 13 番 1 号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21 階

独立行政法人都市再生機構 西日本支社 総務部 調達管理課
電話 06-4799-1035

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

① 提出期限 令和7年7月14日(月)午後3時

② 提出方法

一般書留郵便による郵送とし、同日同時刻必着とする。

提出場所は上記(1)と同じ。

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要
(別紙「請書」による。)

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 契約の履行に当たって、暴力団員等から不当要求・不当介入を受けた場合は、必ず警察への届出又は相談を行い、当機構に対してもその事実内容を報告すること。なお、下請業者が同様の要求等を受けた場合についても、必ず警察への届出又は相談を行うよう指導し、当機構に対してもその事実内容を報告すること。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 21階

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

都市再生業務部 業務推進課 電話 06-4799-1172 担当：松尾・吉野

以 上

見 積 書

金 _____ 円也（税抜：総額）

ただし、令和7年度 西日本支社レンタカーの借受（近畿・中国・四国エリア）
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

年 月 日

住 所
会社名
代表者

印 ※1

独立行政法人都市再生機構西日本支社
総務部長 小林 弘幸 殿

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号） 1 ：

連絡先（電話番号） 2 ：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1 回線の記載も可。

見積内訳書【令和7年度 西日本支社レンタカーの借受(近畿・中国・四国エリア)】

令和7年8月1日～令和8年7月31日

見積日: 令和7年7月 日

	台数	税抜価格	台数×単価
コンパクトカー	2		0
コンパクトカー (ハイブリット)	74		0
ワンボックスカー (8人乗り)	31		0
計	107	-	0

・この見積内訳書については、見積書と同封すること

※ 上表の台数については借受予定数であるため、実際の借受台数は増減が生じる。

表	裏
独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部長 小林 弘幸 殿 （件名「令和7年度 西日本支社レンタカーの借受（近畿・中国・四国エリア）」見積書） ※（押印省略）	封 住所・会社名 担当者氏名・連絡先 ※登録番号

※ 機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（西日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることができないので注意すること。

※ 押印を省略する場合は、封筒に「（押印省略）」と記載すること。

請 書

- 1 役務の名称 令和7年度 西日本支社レンタカーの借受（近畿・中国・四国エリア）
- 2 役務の内容 別添仕様書のとおり
- 3 履 行 期 間 令和7年8月1日から令和8年7月31日まで
- 4 代金 別添単価表による

上記の役務提供については、以下の内容を確実に履行いたします。

- 1 役務は、履行期限までに貴殿の指定する方法により履行します。
- 2 役務の履行は貴殿が行う検査を経るものとし、検査の結果不合格となった役務については、これをやり直します。
- 3 前2項の記載事項を履行しないときは、損害賠償の責を負います。
- 4 前各項以外の事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議し、又は協議に応じます。

令和7年 月 日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

総務部長 小林 弘幸 殿

受注者

住 所

氏 名

印 ※1

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）：_____

※2 連絡先（電話番号） 1 _____

連絡先（電話番号） 2 _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

単 価 表

令和7年8月1日～令和8年7月31日

24時間のレンタカー料金（保険料含む）

	税抜単価（円）	備考
コンパクトカー		ヤリス、ノート、フィット、スイフト相当の車
コンパクトカー （ハイブリット）		アクア、ノート e-power、フィットハイブリット相当の車
ワンボックスカー （8人乗り）		セレナ、ノア、ステップワゴン相当の車

※ 燃料代、ETC 料金、乗り捨て料等については、実費請求とする。

仕 様 書

1 件名

令和7年度 西日本支社レンタカーの借受（近畿・中国・四国エリア）

2 対象エリア

JR 大阪駅、JR 三ノ宮駅、JR 和歌山駅、JR 草津駅（滋賀県）、JR 広島駅、JR 福山駅、JR 徳島駅、JR 高知駅の各駅より概ね徒歩 10 分以内に貸出拠点があること。

なお、落札業者の営業所について、上記営業所以外の営業所を使用できることとする。

（近畿エリア）大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県

（中国エリア）鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県

（四国エリア）香川県、徳島県、愛媛県、高知県

3 契約期間

令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

4 車種

下記の車の配備があること。

（1）コンパクトカー：ヤリス、ノート、フィット、スイフト相当の車

（2）コンパクトカー（ハイブリッド）：アクア、ノート e-power、フィットハイブリッド相当の車

（3）ワンボックスカー（8人乗り）：セレナ、ノア、ステップワゴン相当の車

5 レンタル料以外の費用

燃料代、ETC 料金、乗り捨て料等は実費精算とする。

6 その他

- ・月末〆切、翌月末口座振込支払で対応可能であること。
- ・使用希望日前々日までに申込み受付対応可能であること。
- ・カーナビ及び ETC 機器を搭載していること。
- ・保険・補償について

対人補償：1 名につき無制限（自賠責 3,000 万円含む。）

対物補償：1 事故につき無制限（免責 0 円）

車輻補償：1 事故につき時価まで（免責 0 円）

人身傷害補償：1 名につき 3,000 万円まで（搭乗者の自動車事故によるケガにつき運転者の過失割合に関わらず損害額を補償）

以 上